

議案第 4 3 号

市川市印鑑条例の一部改正について

市川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市印鑑条例の一部を改正する条例

市川市印鑑条例（昭和 5 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号中「住民基本台帳法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号）第 2 0 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 9 条の規定による改正前の住民基本台帳法（次号において「改正前の住民基本台帳法」という。）」に改め、同項第 2 号中「住民基本台帳法施行令第 3 0 条の 2 0 第 7 号から第 1 0 号までに掲げる場合のいずれかに該当して住民基本台帳法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成 2 7 年政令第 3 0 1 号）附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同令第 1 条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令第 3 0 条の 2 0 第 7 号から第 1 0 号までに掲げる場合又は窓口対応住基カードの交付を受けている者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 7 項に規定する個人番

号カード（第12条第5項において「個人番号カード」という。）の交付を受けた場合に該当して改正前の住民基本台帳法」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、個人番号カードを所持する登録者又はその代理人は、個人番号カードを利用して前項に規定する機器（自動交付機を除く。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。この場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項に規定する暗証番号を当該機器に入力しなければならない。

第13条中「前条第4項」の次に「及び第5項」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第7条第2項第1号及び第2号の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

## 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするほか、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。